



平成 20 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画室長 御前仁志
(TEL 06-6633-3500)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、平成 20 年 12 月 26 日開催予定の第 27 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加(第 17 号)するものであります。
- (2) 社外監査役に適任者を招へいし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設(第 28 条)するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 20 年 12 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 : 平成 20 年 12 月 26 日 (金)

以上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1. ～16. <条文省略> <新 設> <u>17.</u> <条文省略> 第5章 監査役及び監査役会 <新 設>	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1. ～16. <現行どおり> <u>17. 特定労働者派遣業</u> <u>18.</u> <現行どおり> 第5章 監査役及び監査役会 (社外監査役の責任限定) <u>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

以上